

## 施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準

### 1. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。
- (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。
- (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。

### 2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、落札仮決定者としがない場合がある。

- (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。
- (2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。  
$$\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。
- (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（特別重点調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。

### 3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

#### (1) 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

#### (2) 標準点

標準点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とする。

#### (3) 加算点

加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、加算点の満点は30点とする。

##### 加算点の算出方式

加算点は、「(3) 加算点の評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。

加算点 = 評価点数の合計値

##### 加算点の評価の基準

加算点の評価の基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項をもって評価するものとするが、別表「評価の基準【参考例】」をふまえ、公告文において適切に示すものとする。

##### (4)の規定に基づく施工体制評価点( )による加算点の補正

施行体制評価後の技術提案に対する加算点は、施工体制評価前の技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合( / 30)を乗じた点数とする。ただし、技術提案以外の加算点については、施工体制評価後の補正は行わない。

#### (4) 施工体制評価点( )

施工体制評価点は、入札説明書において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、満点は30点とする。

##### 施工体制評価点の評価の方法

施工体制評価点は、下記の評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)するものとする。

ア 品質確保の実効性

イ 施工体制確保の確実性

#### 4. その他

施工体制確認型総合評価落札方式の場合は、総合評価落札方式(標準型)落札者決定基準は適用しない。

別表 評価の基準【参考例】

評価項目	評価内容	配点	評価基準
<b>技術提案</b>			
工程管理に係わる技術的所見 材料の品質管理に係わる技術的所見 施工上の課題に対する技術的所見 施工上配慮すべき事項	(具体的評価項目について記載)	10 1.25点×8提案(良とした提案数) 8.75 1.25点×7提案(良とした提案数) 7.5 1.25点×6提案(良とした提案数) 6.25 1.25点×5提案(良とした提案数) 5 1.25点×4提案(良とした提案数) 3.75 1.25点×3提案(良とした提案数) 2.5 1.25点×2提案(良とした提案数) 1.25 1.25点×1提案(良とした提案数) 0 良とした提案なし	
評価項目に対する着目点 着目点1 着目点2 得点は、提案内容により1.25点(良)、0点(普通)、×(不採用)とする。			
<b>技術提案</b>			
工程管理に係わる技術的所見 材料の品質管理に係わる技術的所見 施工上の課題に対する技術的所見 施工上配慮すべき事項	(具体的評価項目について記載)	10 1.25点×8提案(良とした提案数) 8.75 1.25点×7提案(良とした提案数) 7.5 1.25点×6提案(良とした提案数) 6.25 1.25点×5提案(良とした提案数) 5 1.25点×4提案(良とした提案数) 3.75 1.25点×3提案(良とした提案数) 2.5 1.25点×2提案(良とした提案数) 1.25 1.25点×1提案(良とした提案数) 0 良とした提案なし	
評価項目に対する着目点 着目点1 着目点2 得点は、提案内容により1.25点(良)、0点(普通)、×(不採用)とする。			
<b>配置予定技術者の能力</b>		配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。	
配置予定技術者の施工実績 評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。  元請けの主任(監理)技術者または現場代理人(1級または2級施工管理技士等)として従事したものをとする。	A:同種工事  B:類似工事  C:実績なし	
配置予定技術者の資格A	資格の種類 (1)法による1級土木施工管理技士 (2)法による1級建設機械施工技士 (3)技術士法による技術士の下記 - 部門のいずれか 建設部門 農業部門(選択科目「農業土木」) 森林部門(選択科目「森林土木」) 水産部門(選択科目「水産土木」) 総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか) 上記(1)~(3)のいずれかの取得後の年数とする。	A:1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上  B:1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満  C:1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満  D:その他	
配置予定技術者の資格B オプション項目(OP)	公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例 1級舗装施工管理技術者 例 地すべり防止工事士	A:あり  B:なし	
<b>企業の施工能力</b>			
企業の施工実績 評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	A:同種工事  B:類似工事  C:なし	

「配置予定技術者の能力」~「企業の施工能力」は、案件によっては評価項目を追加、削除することができる。

「配置予定技術者の能力」~「企業の施工能力」の評価項目の配点は案件毎に検討するものとする。

技術資料作成要領（特定調達契約等）

技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式 1号	<p>1) 作成要領 様式には押印すること。</p> <p>2) 特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。</p>

技術提案

工程管理に係わる技術的所見	様式 2号	<p>1) 作成要領（1評価内容当たり） 提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。</p> <p>発注者の設定した2着目点には技術提案を必ず1つ以上記載すること。また入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとする。</p> <p>技術提案は8提案までとする。</p> <p>提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み600字以内で記載すること。ただし、着目点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。</p> <p>補足説明資料（図、表等）として別途1枚のみ添付することができる。（A4で様式は自由）</p> <p>2) 特記事項 本様式に記載がない場合や記載はあるが評価項目と明らかに異なる内容が記載されている場合は入札を無効とする。</p> <p>発注者の設定した2着目点に対して、具体的な技術提案の記載が無い場合は一切評価しない。</p> <p>具体的な技術提案が600字を超えた場合は、一切評価しない。</p> <p>本様式に図、表等が添付されている場合は、一切評価しない。</p> <p>提案が本様式、補足説明様式を合わせて2枚を超える場合、一切評価しない。</p> <p>具体的な技術提案の手法、効果が判断できない場合は評価しない。</p> <p>着目点数は、最大で4着目点（発注者指定分を含む）とし、4着目点を超えた技術提案は一切評価しない。</p> <p>類似した手法、効果を記載した技術提案が複数ある場合は、一つの技術提案のみ評価する。</p> <p>一つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合、一つの技術提案として評価する。</p> <p>一つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合において、不採用の手法及び効果が含まれていた場合、全体として評価しない。</p> <p>本様式に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。</p> <p>補足説明資料は、本様式にある提案を補足するための参考図等を記載するものであり、説明文等の文章は評価の対象としない。</p>
材料の品質管理に係わる技術的所見		
施工上の課題に対する技術的所見		
施工上配慮すべき事項		

配置予定技術者の能力

配置予定技術者の施工実績	様式 3号 (2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。)	<p>1) 作成要領 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量・技術者名等、施工実績が確認できるもの）を添付すること。</p> <p>2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。</p>
配置予定技術者の資格 A		<p>1) 作成要領 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。</p> <p>2) 特記事項 添付された資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。</p>
配置予定技術者の資格 B		<p>1) 作成要領 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。</p> <p>2) 特記事項 添付された資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。</p>

企業の施工能力

<p>企業の施工実績</p>	<p>様式 4 号</p>	<p>1) 作成要領  「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。  「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等、施工実績が確認できるもの）を添付すること。</p> <p>2) 特記事項  添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。</p>
----------------	---------------	---

技術提案の取り扱いに関する事項

	<p>様式 7 号</p>	<p>1) 作成要領  工業所有権を含む技術提案である場合、その取り扱いに関することを記載すること。</p>
--	---------------	--